

令和6年度

定期監査（上期）報告書

帯広市監査委員



帯 監 査 第 42 号

令和6年7月29日

帯 広 市 長 米 沢 則 寿 様  
帯 広 市 議 会 議 長 横 山 明 美 様  
帯 広 市 公 営 企 業 管 理 者 井 上 猛 様

帯 広 市 監 査 委 員 川 端 洋 之  
帯 広 市 監 査 委 員 秋 田 勝 利  
帯 広 市 監 査 委 員 大 竹 口 武 光

定期監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した令和6年度定期監査（上期）について、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。



# 定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査について、帯広市監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

## 第1 監査の種類及び対象事務

### 1 種類

地方自治法第199条第4項の規定による財務監査（定期監査）

### 2 対象事務

財務に関する事務の執行

## 第2 監査の実施期間

令和6年4月23日から令和6年7月22日まで

## 第3 監査の目的と概要

本監査は、効率的な行政運営の確保に資することを目的として実施した。

収入事務は、調定、徴収、滞納整理等の収納状況を含む事務全般について、支出事務は、事務事業に係る支出負担行為等の執行状況全般について監査を行った。

また、過去の監査結果やリスクの内容及び程度を勘案し、令和5年度定期監査と同様に「旅費の執行に関する事務について」を重点的に監査すべき項目（以下「重点項目」という。）として監査を行うとともに、過去の定期監査における指摘事項等の是正状況についても確認を行った。

## 第4 監査の項目

- 1 収入及び支出事務等の執行状況について
- 2 旅費の執行に関する事務について（重点項目）
- 3 過去の指摘事項等の是正状況について

## 第5 監査の対象部局及び範囲、方法

### 1 対象部局

部	室	課
政策推進部	企画室	企画課、東京事務所
	税務室	収納課、市民税課
市民福祉部	地域福祉室	市民活動課
	福祉支援室	介護高齢福祉課
	こども福祉室	子育て支援課
経済部	商業労働室	商業労働課
農政部	農政室	農政課、農村振興課
都市環境部	土木室	道路維持課
上下水道部	経営室	総務課
	技術室	下水道課

### 2 範囲

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行された事務

### 3 方法

上記の範囲において、収入及び支出事務について抽出を行い、対象課から帳簿等の関係資料の提出を受け、これらの書類を調査するとともに必要に応じて関係職員から説明を受けるなどにより監査を行った。

## 第6 監査の結果

### 1 収入及び支出事務等の執行状況について

収入及び支出事務について、次のとおり、一部に改善を要するものがあった。

#### (1) 換価事務に関する不備

滞納者に公売通知書を送付した際、不服申立て又は取消しの訴えの提起に関する教示をしていなかった。

【政策推進部 税務室 収納課】

#### (2) 不適当な支出事務

小規模修繕契約登録者と金庫の修繕に係る契約を締結した際、修繕契約を締結して修繕料から支出すべきところ、委託契約を締結して委託料から支出していた。

【政策推進部 税務室 市民税課】

### 2 旅費の執行に関する事務について（重点項目）

次の(1)から(3)までに掲げる項目を着眼点とし、それぞれの項目ごとに監査結果を記載した。

#### (1) 旅費計算は適正に行われているか

本報告書に特記すべき事項はなかった。

#### (2) 旅費支出の目的及び履行が確認できる文書等が整備されているか

本報告書に特記すべき事項はなかった。

#### (3) 精算及び戻入等の手続きは適正に行われているか

概算払で受けた旅費の精算手続きについて、概算払精算伺書によることなく、資金前渡精算書により行っていた。

【上下水道部 技術室 下水道課】

### 3 過去の指摘事項等の是正状況について

本報告書に特記すべき事項はなかった。

## 第7 監査の結果に関する意見

収入及び支出事務等の全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われていることを確認しました。

しかしながら、監査の結果に記載のとおり、換価事務において、関係法規に基づいた手続きがなされていない事例や、支出事務において、要領の規定に沿わないまま処理が進められた事例など、改善を要する事務処理が見受けられました。

また、重点項目として監査した旅費の執行に関する事務についても、精算手続きに注意を欠くものが見受けられたことから、再発の防止を求めます。

今後におかれましては、引き続き、事務の基本となる法令等の理解の促進を図りながら、より一層、適正な事務執行に努められますよう期待いたします。